

児童相談所の開設に伴う児童福祉審議会の設置について

中野区では、子ども・教育にかかる専門性の高い相談や切れ目のない支援等を行うため、令和3年度に児童相談所機能を含む「子ども・若者支援センター」を開設する準備を進めている。

児童相談所設置市には児童福祉審議会が必置となっているため、東京都から区へ児童福祉審議会に関する事務が移管される。このことに伴い、第4期任期終了後の子ども・子育て会議のあり方についても、今後検討していく。

1 児童福祉審議会について

児童福祉法第8条第3項及び同法施行令第45条の3第4項の規定に基づく合議制の機関で、区長の諮問に答え、関係機関に意見具申等を行う。

(1) 主な審議事項

- 保育所の設置認可や保育所・認可外保育施設に対する事業停止命令に関すること
- 里親の認定の適否に関すること
- 児童相談所の措置、被措置児童虐待に関すること
- 児童虐待死亡事例等の検証に関すること 等

(2) 委員の構成

学識経験者、医師、弁護士、施設関係者等を想定している。

2 中野区子ども・子育て会議のあり方について

児童福祉審議会の設置にあたっては、中野区子ども・子育て会議も含めて、効率的・効果的な運営方法の検討を行っていく。

3 令和3年度のスケジュール（予定）

令和3年11月11日 第4期中野区子ども・子育て会議 任期終了

11月29日 子ども・若者支援センター開設

令和4年 2月 1日 児童相談所機能開始

※児童福祉審議会についても令和3年度中に設置する。